

## 【人身取引〔性的サービスや労働の強要等〕】

### 基本方針

#### 〈現状〉

- 性的搾取、強制労働、臓器移植等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- 国においては、平成16年(2004年)人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。以降、計画が、平成21年(2009年)、平成26年(2014年)に見直され、令和4年(2022年)に「人身取引対策行動計画2022」が策定されています。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成17年(2005年)に刑法等の一部が改正されています。
- 平成26年(2014年)の犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策推進会議」の随時開催が了解されました。平成28年度(2016年度)以降は毎年開催されています。

#### 〈教育及び啓発の方針〉

人身取引をなくすために、その実態を知り、社会全体の問題として認識するための教育・啓発に取り組みます。

#### 〈事業の柱〉

- ①啓発活動の推進

### 実施計画

#### 〈事業の柱〉

- ①啓発活動の推進

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課(機構順)
啓発活動の推進	人身取引に関する広報、啓発活動を推進する。	人権啓発課 人権啓発センター